

# 信用金庫団信制度 しんきんフルサポート団信

(団体信用就業不能保障保険+3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険)

「万一への備え」に、「ケガや病気への備え」を加えて、  
お客様にローンご返済の安心をお届けします。

死亡 または所定の高度障害 状態に該当したら

ローン残高が **0円**

余命6ヶ月以内 と判断されたら

ローン残高が **0円**

所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたら ローン残高が **0円**

## 3大疾病

脳卒中・急性心筋こうそくで

- ①所定の手術を受けたら、  
または  
②所定の状態が60日以上継続したら

ローン残高が **0円**

糖尿病・高血圧性疾患・  
慢性腎不全・肝疾患・  
慢性膵炎等の  
病気やケガによる

## 就業不能状態

所定の就業不能状態が3ヶ月を超えて  
継続したら以後の継続している期間においては

月々の  
ローン返済が **0円**

さらに

所定の就業不能状態が  
12ヶ月を超えて継続したら

ローン残高が **0円**

## ご加入について

### ①加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、幹事生命保険会社がご加入を承諾した方がご加入いただけます。

ただし、以下に該当する場合は、「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険」にはご加入できません。

- ・がん（悪性しうよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます）の既往歴のある方
- ・告知日現在、病気またはけがにより休職中・休業中の方

### ②加入手続

「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額（保険金額）が5,000万円を超える場合には、幹事生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承願います。

信用金庫団信のご説明動画をホームページで  
ご覧いただけます。

スマートフォンから  
アクセスできます



## この保険制度の特徴

ご加入されている方が保険期間中に以下の支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の返済に充当されます。(以下、(\*)は当パンフレットの4頁をご参照ください)

**死 亡** 死亡されたとき

**高度障害** 保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当されたとき<sup>(\*)1)</sup>

**リビング・ニーズ** 余命6ヵ月以内と判断されるとき<sup>(\*)</sup>  
※余命の判断は、医師の判断に基づき生命保険会社が行います。

**3 大 疾 病** 所定の悪性新生物(がん) 保障開始日以後の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき<sup>(\*)2)</sup>

**脳卒中** 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき  
①所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき<sup>(\*)3)</sup>  
または  
②所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき<sup>(\*)4)</sup>

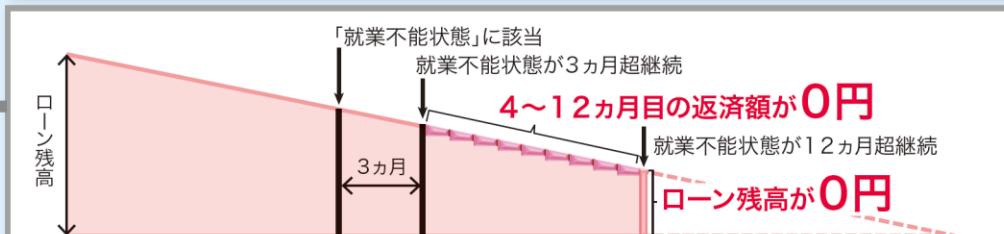
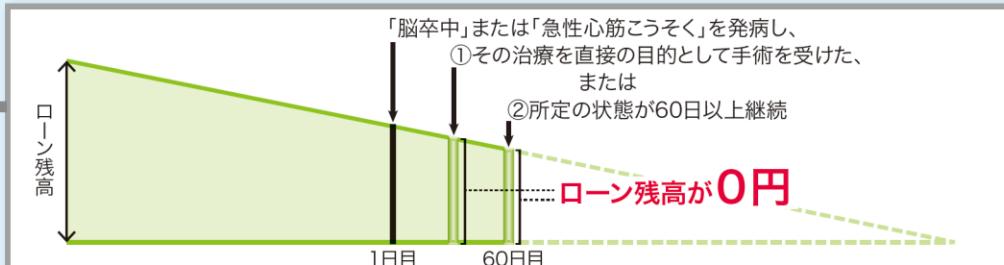
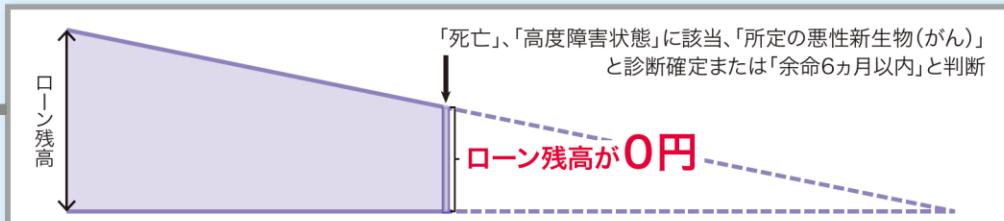
**急性心筋こうそく** 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき  
①所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき<sup>(\*)3)</sup>  
または  
②所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき<sup>(\*)4)</sup>

**ケガや病気** 保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の就業不能状態<sup>(\*)5)</sup>となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したとき

就業不能状態の継続期間4~12ヵ月 毎月の返済額を保障  
就業不能状態が12ヵ月を超えたたら

## ローン残高を保障＝完済

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。



### 「所定の就業不能状態」について<sup>(\*)5)</sup>

以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態を、保険金等のお支払い対象といたします。

#### 「入院」

「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること

▶上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所

②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設

#### 「在宅療養」

以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること

①身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの

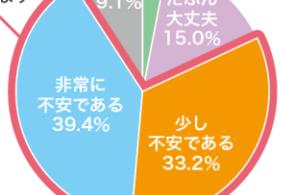
②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

▶上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

### 就業不能への備え

世帯主が就業不能となった場合の  
必要生活資金に対する安心感・不安感

約7割の人が  
必要生活資金に対する  
不安を持っています

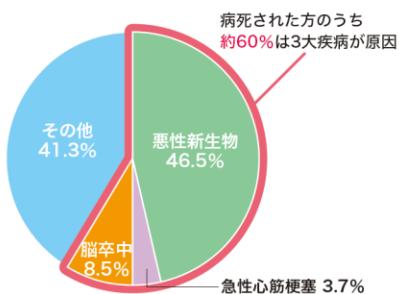


<sup>注1</sup> 病気やケガが原因で世帯主が就業不能となり、現在の収入が不安定（大幅な減額、喪失）となった場合の、現在の経済的備えに対する意識を尋ねたものです

<sup>注2</sup> 端数処理の関係で合計と内訳の和が一致していません  
出典：(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」

### 3大疾病への備え

病死者数(20~64歳)に占める割合



信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の概要										
特徴	団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(以降、「団信就業・3大疾病団信」という)は、信金中央金庫を保険契約者、信用金庫を保険金等受取人として、信用金庫の住宅ローン等(事業性資金は除く)の融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に支払事由に該当された場合に、引受け生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である信用金庫に支払い、その保険金等が被保険者の債務の返済に充当されます。									
保険金等名称	死亡保険金	リビング・ニーズ特約保険金	高度障害保険金	3大疾病保険金	長期就業不能保険金	就業不能給付金				
保険金額等	保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(遞減)します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の信用金庫からの借入も含めて、「一般団信」、「がん団信」、「3大疾病団信」、「団信就業・3大疾病団信」を通算して1億円となります。限度額を超える保険金については申込みできません。					給付金額は、当該給付金の支払事由に該当された日以後1ヵ月以内に到来する約定期間における予定返済額となります。				
保険金等が支払われない場合  (被保険者が右記のような事由に該当する場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。)	<p>○告知義務違反による解除 ○重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。)</p> <table border="1"> <tr> <td>○保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。)</td> <td>○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</td> <td>○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき</td> <td>○保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき(被保険者が本人がその事実を知っているといいとにかくわらずお支払対象外です。) ○保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき(再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。)</td> <td>○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の薬物依存(※) ○被保険者の妊娠、出産 ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません。) ○地震、噴火または津波 (※)お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。</td> </tr> </table>					○保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。)	○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき	○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき	○保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき(被保険者が本人がその事実を知っているといいとにかくわらずお支払対象外です。) ○保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき(再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。)	○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の薬物依存(※) ○被保険者の妊娠、出産 ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません。) ○地震、噴火または津波 (※)お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。
○保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。)	○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき	○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき	○保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき(被保険者が本人がその事実を知っているといいとにかくわらずお支払対象外です。) ○保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき(再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。)	○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の薬物依存(※) ○被保険者の妊娠、出産 ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません。) ○地震、噴火または津波 (※)お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。						
保障開始日	融資実行日(借り換え融資の場合は、借り換え日)または幹事生命保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。									
これらの契約からの脱退	<p>○保険金の支払事由に該当されたとき ○融資を受けた信用金庫の住宅ローン等(事業性資金は除く)の債務者でなくなったとき ○債務を完済されたとき(保証人または保証会社による代位弁済を含みます) ○融資を受けた信用金庫の住宅ローン等(事業性資金は除く)が賦払償還債務でなくなったとき</p>									

#### (備考)

- \* 1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことといいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- \* 2 「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。
- \* 3 「病院または診療所において手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』をご参照ください。
- \* 4 「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。
- \* 5 「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。

保険正式名称	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	団体信用就業不能保障保険
引受け保険会社	複数の生命保険会社による共同引受け (事務幹事会社: 明治安田生命保険相互会社)	明治安田生命保険相互会社

- ・上記「信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の概要」は、住宅ローン等(事業性資金は除く)に付帯される保険の概要を説明したものです。
- ・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。